

## 報告第 31 号

### 専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 3 年 6 月 25 日
- 2 損害賠償額 468,974 円
- 3 相手方 市外在住者
- 4 事故の概要 令和 3 年 4 月 21 日午後 0 時 10 分頃、市内沼代 872 番 4 付近の農道において、道路上に張り出していた樹木の枝が折れて落下し、走行中の相手方車両の屋根を破損させた。